

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成18年9月11日～10月10日(ダイズ2件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成18年9月11日(月)～10月10日(火)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

| | |
|---------|----|
| 意見提出数 | 2通 |
| 整理した意見数 | 5件 |

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について

(平成18年9月11日～10月10日(ダイズ2件))

| 該当箇所 | | 意見要旨 | 対応方針 | 件数 |
|------|--------|---|--|----|
| 1 | 全体について | 生物多様性条約では、「生物の多様性」とはすべての生物の間の変異性と定義されており、その全ての生物の間の変異性に対する影響を評価する内容となっていない。 | カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価においては、すべての生物の間の変異性に対する影響を評価するのではなく、現在の科学的知見等に基づいて、対象となる遺伝子組換え生物の第一種使用等によって、野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かを評価することにより、生物多様性影響のおそれの有無を判断することとしています。 | 1 |
| 2 | 〃 | 遺伝子組換え農作物の栽培による生物多様性への影響の評価について、標準化された方法が確立されておらず、このような段階では承認すべきではない。 | カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響評価は、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、その評価結果を基に学識経験者の意見を聴取しつつ我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、判断する仕組みとなっています。 今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って申請者から提出された生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて学識経験者による検討がなされ「生物多様性影響評価書の記述は妥当である」との意見が得られたところです。 | 1 |
| 3 | 〃 | パブリックコメントにおけるコメントが反映されたことがなく、パブリックコメントの取り方自体を改める必要がある。 | 第一種使用規程の承認に際してのパブリックコメントの募集に対し寄せられた御意見等については、科学的な妥当性等につき検討した上で、第一種使用規程の承認の可否を含めた生物多様性の確保のため必要な施策に適宜反映していくこととしています。また、パブリックコメントの募集に対し寄せられた御意見等については、毎回、回答を、農林水産省及び環境省のホームページにおいて公表しています。 | 1 |

| | | | | |
|---|-----------------------------|---|---|---|
| 4 | " | <p>日本では、様々な地点で遺伝子組換えナタネの生育が確認されている。これにより、生態系に取り返しが見つからない事態を引き起こすことが考えられる。徹底した調査とカルタヘナ国内法の見直しをすべきである。</p> | <p>今回意見募集を行ったのは遺伝子組換えダイズ2件についてです。ダイズは、我が国において長期にわたり栽培されていますが、ダイズが野生化しているとの報告はされていません。</p> <p>なお、農林水産省及び環境省では、こぼれ落ちに由来すると考えられる野外に生育する遺伝子組換えセイヨウナタネの生育状況等を監視するための調査を実施しています（農林水産省：http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/2004/0629.htm、環境省：http://www.bch.biodic.go.jp/natane_1.html）が、これまでのところ生息地域が拡大するような傾向は認められていません（http://www.maff.go.jp/www/press/2006/20060718press_5.html）。これらの結果は、当該遺伝子組換えセイヨウナタネの生物多様性影響評価時に影響が生じるおそれがないと判断したことと、矛盾は認められていません。</p> | 1 |
| 5 | 申請書等の概要の第三と第三を記述する根拠となったところ | <p>申請書等の概要においては、試験を行った隔離ほ場の場所と、これから大豆の栽培を行う現地の場合が明記されていなかったため、栽培現地での遺伝的多様性のかく乱がないことが担保されていない。この点を、再度、申請者に問い合わせることを要望する。</p> | <p>試験を行った隔離ほ場の場所については、各々の申請書等の概要に記載されています（除草剤グルホシネート耐性ダイズ（A2704-12）の申請書等の概要の18ページに「1998年度に農林水産省北海道農業試験場で行った隔離ほ場試験において・・・」との記述があり、また除草剤グルホシネート耐性ダイズ（A5547-127）の申請書等の概要の18ページに「1999年に農業環境技術研究所で行った隔離ほ場試験において・・・」との記述があります）。これら隔離ほ場試験は、いずれも平成16（2004）年のカルタヘナ法施行前に実施されていますが、農林水産省より「農林水産分野等における組換え体利用のための指針（平成9年11月5日付け9農会第2000号農林水産事務次官依命通知）」に基づき、安全性の評価が行われ、当該利用のための設備・装置等が同指針に適合していることが確認されています。また、これら隔離ほ場試験の結果等に基づき申請者から提出された生物多様性影響評価書について、いずれの案件についても「交雑性に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないと</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>の申請者による結論は妥当である。」との学識経験者の意見を踏まえ、第一種使用規程に従って使用した場合に、生物多様性影響が生ずるおそれはないと判断しています。なお、いずれの案件についても申請書等の概要の第1の3の(6)「国外における使用等に関する情報」に示されているとおり、使用が予定される各国の規制に従って承認申請等が行われており、各国の規制によって管理されています。</p> | |
|--|--|--|--|